



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月24日金曜日 第99号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 334
 土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 334
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 334
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 335
 道路の区域変更(県道嵐田之浜岩松線)..... (") ... 335
 道路の供用開始(")..... (") ... 335

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... (監査事務局) ... 335

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局県立病院課) ... 335

警察本部告示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報..... (警察本部広報県民課) ... 336

雑 報

環境影響評価方法書について..... (環境政策課) ... 336

正 誤

令和2年4月10日付け第95号愛媛県労働委員会告示第1号(あっせん員候補者の公示)中..... (労働委員会事務局) ... 337

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月24日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 坂 新 吾	西条市樋之口147番地の5

監 事	山 地 啓 三	西条市古川甲222番地
-----	---------	-------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地

○愛媛県告示第458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月24日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第459号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年4月24日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第2号 令和2年4月15日	伊予郡松前町大字中川原字藪西971番6、971番7	伊予郡松前町大字筒井518番地 エルフオート A棟202 村 主 隆 浩 村 主 由 江

○愛媛県告示第460号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年4月24日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第13014号	平成27年3月15日	大本建築	大本 義男	喜多郡内子町内子4195	令和2年3月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第9130号	平成28年6月19日	谷口工業	谷口 恵	西予市明浜町狩浜2-218	令和2年3月19日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般-27)第7382号	平成27年11月10日	(有)本田商事	本田 定	大洲市白滝甲1410-1	令和2年3月30日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町北灘丁1612-5から 同町北灘12号1番1地先まで	旧	メートル 4.6~7.0	キロメートル 0.118	
		宇和島市津島町北灘丁1612-15から 同町北灘12号1番7まで	新	5.3~11.2	0.118	

○愛媛県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町北灘丁1612-15から 同町北灘12号1番7まで	令和2年4月24日

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年4月24日

愛媛県監査委員 永井一平
同 越智忍

同 森高康行
同 高橋正浩

包括外部監査人矢野和弘の 監査の事務を補助する者		監査の事務を 補助できる期間
氏名	住所	
山崎泰志	香川県高松市昭和町2丁目5番3-101号J・CREST高松昭和町	令和2年4月24日から 令和3年3月31日まで
森本隆夫	愛媛県松山市持田町2丁目3番19号サーバス持田町203	令和2年4月24日から 令和3年3月31日まで

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月24日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（今治病院分）一式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年3月27日	富士通グループ 代表企業 富士通株式会社 社松山支店 松山市永代町13番地	9,534,536円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

警察本部告示

○愛媛県警察本部告示第1号

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報

令和2年4月24日

愛媛県警察本部長 篠原英樹

試験等の名称	開示する内容	口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
警察官（高校卒程度）任命権者選考	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察官（大学卒）任命権者選考	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（初級）任命権者選考	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（上級）任命権者選考	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
少年補導職員任命権者選考	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察官（選考職）採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（選考職）採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察事務補助職員（会計年度任用職員）採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	合格発表の日から1月間	警務部警務課及び受験警察署
駐車監視員資格者講習修了検査・認定検査	得点	合格発表の日から1月間	交通部交通指導課

雑報

○公告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況は、同法第7条の2第4項の規定に該当し、方法書説明会を開催することができませんが、縦覧期間中に、関係地域内において資料を回覧し、方法書の記載事項を周知します。

令和2年4月24日

株式会社瀬戸ウィンドヒル

代表取締役 松田裕士

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社瀬戸ウィンドヒル
- (2) 代表者 代表取締役 松田 裕士
- (3) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙4367番地6

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称（仮称）瀬戸ウィンドヒル建替え事業
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業（陸上）
- (3) 規模 総出力 最大16,800キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西宇和郡伊方町

4 関係地域の範囲

愛媛県西宇和郡伊方町

5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県県民環境部環境局環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

伊方町役場 本庁舎（愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番1）
伊方町役場 瀬戸支所（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6）

伊方町役場 三崎支所（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）

(2) 縦覧期間

令和2年4月24日（金）から令和2年5月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

なお、方法書の電子版は当社ホームページ（<http://www.seto-windhill.co.jp/>）において、令和2年4月24日（金）から令和2年5月29日（金）まで閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限

令和2年6月15日（月）まで

(2) 提出先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

三菱重工横浜ビル21階（三菱重工株式会社風力エナジー部 気付）

株式会社瀬戸ウィンドヒル（担当 森、小間）

電話 045-200-7736

(3) 提出方法

郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による

(4) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他

の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

正 誤

○正 誤

令和2年4月10日付け第95号愛媛県労働委員会告示第1号(あつせん員候補者の公示)中

ページ	箇所	誤	正
304	表 現職又は地位欄 上から3段目	法文学研究科教授	大学院人文社会科学 研究科教授